

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1 種	永年	4 6		
産 業 建 設 常 任 委 員 会 記 録				
日 時	令和 3 年 3 月 1 5 日 (月)	開会 閉会	午前 8 時 5 7 分 午前 1 1 時 0 8 分	会 場 総合福祉センター 2 階会議室 2
出 席 者	委 員 長 森田 收三 副委員長 西村 泰一 委 員 宮田 志野 委 員 高橋 祐平 委 員 佐々木 學 委 員 西山 慶 委 員 松田 健 委 員 高橋 立一			
市 側 出 席 者	副 市 長 (松岡 哲也) 農 林 水 産 課 長 (楠瀬 晃) 建 設 課 長 (里見 浩志) 住 宅 ・ 建 築 課 長 (小野修一郎) 水 道 課 長 (宮本 文彦) 総 務 課 長 (梅原健一郎) 【事務局】局長：小野 昌司 事務局員 横山 由美			
欠 席 者				記 録 者 横山 由美
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第 1 号	須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定に ついて			原案可決
市議案第 9 号	須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改 正する条例について			原案可決
市議案第 1 6 号	専決処分の承認について			原案承認
市議案第 1 8 号	令和 3 年度須崎市一般会計予算について《分 割》			原案可決
市議案第 2 4 号	令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について			原案可決
市議案第 2 5 号	令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計予算について			原案可決
市議案第 2 6 号	令和 3 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算に ついて			原案可決
市議案第 2 8 号	令和 3 年度須崎市水道事業会計予算について			原案可決

市議案第 29 号 令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）に
ついて《分割》

原案可決

市議案第 33 号 令和 2 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第
4 号）について

原案可決

市議案第 35 号 令和 2 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）
について

原案可決

産業建設委員会記録《令和 3年 3月15日》

○午前 8時57分 開議

~~~~~

○森田委員長＝皆さん、おはようございます。

定刻より少し前ですが、全員おそろいですので、ただいまより産業建設委員会を開議いたします。

議事に入る前に、会議の進行に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うよう、お願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会産業建設委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第1号 須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定について

○森田委員長＝市議案第1号須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝おはようございます。市議案第1号須崎市漁業災害対策資金利子補給基金条例につきまして御説明いたします。

議案書の1ページ、2ページでございます。本基金への積立ての原資につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症の影響により漁業経営に支障を来している漁業者を支援するための利子補給に必要な経費の財源に充てるため、本基金条例を設置するものであります。第1条で設置を、第2条では積立てについて、第3条で管理、第4条で運用益金の処理、第5条で処分について定めております。第6条では委任規定に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は市長が別に定めることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布日から施行することとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○森田委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

西村委員。

○西村副委員長＝すみません、これ、課長、一つ伺いをいたしますけど、昔とか、東日本大震災のときの利子補給と同じような認識を私しておりますが、今回新たにコロナということで、対象はほぼ養殖を営む者という考えでよろしいでしょうか。パッチとかコスリとかそういうようなのにはなかなか対象になりづらいような状況でしょうか。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝西村議員おっしゃるとおり、今回も、前回、東日本大震災のときの災害のときの利子補給のように、養殖漁業が基本になってますので、対象としては様々大小ありますけど、現在も大谷、野見のほうから申請が出て実施しているという状況でございますので、そういう理解をしていただければと思います。

○森田委員長＝ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第9号 須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

○森田委員長＝続きまして、市議案第9号須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○里見建設課長＝おはようございます。

市議案第9号須崎市土砂災害対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例につきまして御説明をいたします。

議案書の25ページ、26ページでございます。この財政は、高知県が施行する急傾斜地崩壊対策事業に係る県工事分担金が採択要件によりまして100分の5から100分の25、市から県に支払っております。このうち受益者の方から分担金として、現在、事業費全体に係る100分の5を頂いております。新規地区の事業着手時には測量設計費に係る分担金を頂いておりますが、全対象者が工事を希望す

る場合には問題ありませんが、工事を施工しない人がいる場合には、その分担金を工事をする方が割って負担をすることになりますので問題となっており、事業に着手できない場合や受益者の間で不公平が生じております。また、工事完成後の確定測量につきましても、受益者と工事施工箇所の地権者が異なる場合には分担金をどちらが負担するかで調整できず、用地確定ができない事例が起こっております。このことから、急傾斜地崩壊対策事業の円滑な推進を図るため、測量設計、確定測量等の委託業務に係る分担金については受益者から分担金を徴収しないように改正を行うものでございます。

改正といたしまして、第 2 条の表に備考として、「事業費とは、工事費及び用地補償費をいう」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 3 年 4 月 1 日から施行することといたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 16 号 専決処分の承認について

○森田委員長＝続きまして、市議案第 16 号専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○里見建設課長＝市議案第 16 号専決処分の承認につきまして御説明を申し上げます。

議案書は 65 ページでございます。令和 2 年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の 1 ページからでございます。終末処理場内雨水ポンプ場の 3 号

雨水ポンプ、昭和 58 年度に設置し 38 年間経過しておりますが、このエンジン過給機ターボですが、故障し、運転に支障が出てきておりまして、早急に部品を発注して修理する必要があることから、債務負担行為を専決処分させていただきました。

第 1 条で債務負担行為について定めるものでございます。2 ページの第 1 表債務負担行為として雨水ポンプ場施設整備事業、限度額 1,650 万円、期間を専決日から令和 3 年度までとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第 18 号 令和 3 年度須崎市一般会計予算について《分割》

○森田委員長＝続きまして、市議案第 18 号令和 3 年度須崎市一般会計予算について、分割分のうち当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第 18 号令和 3 年度須崎市一般会計予算の農林水産課分について御説明いたします。

令和 3 年度当初予算主要事業説明書の 209 ページからでございます。

まず、第 1 項農業費、第 3 目農業振興費 428 万 4,000 円は、各協議会への負担金と補助金でございます。

次に、米需給調整総合対策事業推進費 80 万 3,000 円ですが、経営所得安定対策推進事業及び米需給調整事業実施経費でございます。

次に、園芸用ハウス整備事業費 907 万 9,000 円ですが、これはシシトウ栽培のハウスを整備するものでございます。

次に、多面的機能支払交付金事業費 571 万 7,000 円ですが、農業、農村の多面的機能を支える共同作業を支援する事業で、面積に応じて 5 つの地区へ交付するものでございます。

次に、須崎市環境保全型農業推進事業費 999 万 8,000 円ですが、ミョウガとキュウリの園芸用ハウス内に防虫ネットと天敵による技術導入に対します補助を行うものでございます。

次に、新規就農研修支援事業費 90 万円、次の経営所得安定対策推進事業費 292 万 6,000 円は全額が国庫補助で、事業の趣旨、内容の周知等の活動と併せまして、要件確認事務に対する予算でございます。

次に、217 ページの農業次世代人材投資事業費 1,832 万 7,000 円につきまして、1 人につき 150 万円、最長 5 年間支給するもので、令和 3 年度は新規 5 人、継続 7 経営体を予定しております。

次に、219 ページの燃料タンク対策事業費の 450 万円は、南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業用燃料タンク 6 基の整備に係る経費について補助をするものでございます。

次に、221 ページの産地パワーアップ事業費 3,450 万円ですが、こちらミョウガの養液栽培用の循環装置の導入に係る事業でございます。

次に、複合経営拠点推進事業費 600 万円につきましては、JA 土佐くろしおの村営みのりが導入いたします使用済培地の散布機購入に対する補助でございます。

次に、農業用ハウス強靱化緊急対策事業費 2,250 万円は、園芸用ハウスの天井アーチの接続部分にレインペットという雨どいを設置してハウスの補強を行うものでございます。

次に、農業クラスター促進事業費 7,000 万円は、園芸農業を核として関連産業を集積させる農業クラスターの形成を推進するもので、JA 土佐くろしおが行う再生培地ストックヤード施設の整備に対する補助でございます。

続いて、第 4 目農地費でございますが、市単農道維持管理事業費の 485 万 3,000 円は、農道の修繕費や法印山トンネルの維持管理費等でございます。

次に、農道舗装等負担金 962 万 9,000 円でございますが、これは安和農道維持管理組合のほか、4 改良区の農道舗装等の借入に係る償還金の負担金でございます。

次に、地域農業水利施設ストックマネジメント事業費の 1 億 9,589 万 7,000 円でございますが、池ノ内第一排水機場の長寿命化対策に係る工事費等でございます。

次に、229 ページの農業水路等長寿命化・防災減災事業費の 3,179 万円は、安和ジンデン池の環境防災調査測量設計委託業務に係ります経費でございます。

次に、230 ページの第 5 目排水機維持費 1,526 万 5,000 円は、農林水産課が所管します排水機場の維持管理費に要する経費でございます。

次に、232 ページに移りまして、第 2 項林業費、第 1 目の林業総務費では、鳥獣被害防止総合対策事業費が 1,586 万 6,000 円で、イノシシなどの捕獲や

新規狩猟者の報酬、被害防止柵の設備などに対します補助でございます。

次の鳥獣被害防止総合対策交付金事業費240万円につきましては、イノシシの捕獲補助金に国の交付金の上乗せを補助するものでございます。

次の森林環境整備事業費1,281万7,000円につきましては、森林環境譲与税を活用したもので、主なものとしましては、森林整備の意向調査、事前準備や担い手育成支援、森林作業道及び遊歩道の整備等でございます。

次、235ページの第2目林業振興費でございますが、緊急間伐総合支援事業費に181万6,000円、森林から原木を搬出する際に、間伐や搬出するための林業作業道の整備を促進するものでございます。

次に、環境先進企業との協働の森事業費に係る経費としまして120万円、森林整備地域活動支援推進事業費270万円で、森林所有者の情報収集や境界の明確化を図るためのものでございます。

次に、森林整備・林業活性化支援事業費の250万円につきましては、植林後50年以上の高齢林の間伐を促進する事業でございます。

次に、木質資源利用促進事業費の839万6,000円は、須崎地区森林組合主体の木質バイオマスエネルギー利用施設等整備に対します補助金でございます。

次の高性能林業機械導入事業費174万円は、須崎地区森林組合が導入しますハーベスター林業機械の負担金でございます。

次に、241ページの第3目林道費の92万円につきましては、農林水産課所管の林道補修に要する経費でございます。

次に、242ページの第3項水産業費の第1目水産業総務費でございますが、漁業集落排水事業費の特別会計繰出金945万5,000円となっております。

次に、2目水産業振興費ですが、水産振興に係る経費で、各協議会への負担金や利子補給などに77万1,000円となっております。

次に、水産資源保護増殖事業費としまして968万円は、主に新莊川へのアユの放流や、ヒラメ、クマエビ、アワビ、キジハタ等の放流事業と中間育成等の維持管理費でございます。

次に、水産多面的機能発揮対策事業費134万4,000円は、池ノ浦と久通の護岸造成に対する補助と錦浦・町漁協の漁場生態系維持と清掃活動、大谷・双子大敷海面環境保全推進協議会に要する経費でございます。

次に、新規漁業就業者支援事業費393万4,000円ですが、これは後継者育成のため、新規就業者を支援するための事業でございます。

次に、種子島周辺漁業対策事業費の2,175万6,000円でございますが、こちらにつきましては漁船の漁具施設の更新整備に要する経費でございます。

次に、魚市場建設事業費の1,906万3,000円は、新魚市場建設に係ります実施設計業務委託に対します経費でございます。

続いて、第3目漁港管理費の244万4,000円は、主に各漁港の修繕等の維持管理費を計上しております。

次に、水産物供給基盤機能保全事業費4,500万円は、新荘漁港A物揚場補修工事でございます。

次に移りまして、安和漁港海岸高潮対策事業費1億200万円ですが、こちらは安和海岸保全施設等の整備に要する費用でございます。

続いて、海岸堤防等老朽化対策事業費865万円につきましては、市管理漁港の機能保全計画に基づきまして、護岸等の修繕工事に要する経費でございます。

次に、第11款の災害復旧費の説明をさせていただきますが、別冊令和3年度須崎市一般会計予算書での説明となりますので、そちらのほうをお開きください。予算書の114ページでございます。

第1項農林水産施設災害復旧費第1目現年発生補助災害復旧費3,000万円、2目現年発生単独災害復旧費を100万円、第3目過年発生補助災害復旧費593万円をそれぞれ計上しております。

農林水産課は以上です。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝市議案第18号令和3年度須崎市一般会計予算のうち、建設課所管分について御説明を申し上げます。

令和3年度当初予算主要事業説明書の262ページからでございます。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の人件費を除きます42万7,000円につきましては、土木行政業務に係ります事務費及び各種協議会の負担金の支払いに要する経費でございまして、構成といたしまして、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金となっております。主なものとしたしまして、12節委託料といたしまして14万6,000円は、道路台帳管理システムの保守委託料となっております。

次のページで、がけくずれ住家等防災対策事業費2,030万円につきましては、需用費、役務費、工事費で、14節工事請負費といたしまして2,000万円は、桑田山乙の下地区災害と上地区の予防の2か所を予定しております。

続きまして、264ページをお開きください。県工事負担金は、急傾斜地崩壊対策事業によるもので、上分田野地区の2工区、多ノ郷宮ノ下西地区と宮ノ川内下地区の擁壁工事の負担金といたしまして357万円を計上しております。

次のページ、地籍調査事業でございます。1億3,051万3,000円を計上しておりまして、1年目工程では下分乙地区の一部、1.06平方キロメートルと神田地区の一部、0.99平方キロメートル、市街地では浜町、青木町、東古市町、南古市町の0.21平方キロメートル、合計2.26平方キロメートルを予定しております。また、2年目工程は、今年実地測量しました下分乙地区の一部、吾井郷

甲地区の一部と、新町、港町の原因作成などを予定しております。歳出の内訳といたしまして、主なものは、7節報償費456万9,000円は地籍調査協力員の方への報償費、12節委託料1億1,936万7,000円は1年目工程の測量調査の委託料と2年目工程の委託料となっております。

次に、266ページ、2項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費の124万7,000円は、道路行政に係ります事務費及び各種協議会等の負担金の支払いに要する経費となっております。

次のページで2目道路維持費2,653万6,000円は、市道の維持管理に要します経費といたしまして、10節需用費744万円では、側溝蓋、凍結防止剤等の消耗品費で64万円、市道の照明などの電気料で250万円、市道6施設等の修繕費で430万円を計上しております。また、11節役務費300万円は、災害などで発生する土砂取り除きといたしまして、12節委託料280万円はシルバー人材センターに委託します草刈り委託料等となっております。13節使用料及び賃借料180万6,000円は、市道待機所借地料や重機賃借料などとなっております。14節工事請負費930万円は、大谷13号線水路補修修繕工事や伊才野川、日ノ川川浚渫工事等で、15節原材料費165万円は各地区からの要望によるコンクリート支給などの費用であります。

次に、268ページ、市単道路整備事業費6,630万円につきましては、市道舗装補修修繕や舗装改良に対する工事に5,500万円、市道暗きょ改良工事等に1,130万円の予算となっております。

次のページは、県道等の県工事負担金でございます。市内の県道整備に係ります負担金で事業費の8%から15%の負担割合となっております。820万3,000円を計上して、箇所としましては須崎仁ノ線等を予定しております。

次に、270ページ、社会資本整備総合交付金事業費3,970万円でございますが、押岡4号線1号橋改良、下中山道路改良工事、落合神母野線落石防護工事などを予定しております。

次のページ、辺地対策事業費ですが、久通、須ノ浦、鳴無、池ノ浦、福良、今川内、下中山地区が対象になっておりまして、来年度は池ノ浦地区で道路改良を予定しておりまして、2,010万円を計上しております。

272ページの狭あい道路整備等促進事業費につきましては、住宅・建築課から説明させていただきます。

次のページ、須崎総合高校新設道路建設事業費は、新設する進入路に係る用地測量、補償費算定、構造物詳細設計などの委託料で1,900万円となっております。

274ページ、須崎総合高校通学路整備推進基金積立金742万6,000円は、平成31年4月に須崎工業高校と須崎高校を統合した須崎総合高校を災害時等に地域の避難路として活用できる新しい通学路や、生徒が通学に利用している現通学路

の整備を推進するため、高知県市町村道整備交付金として高知県から交付を受けた交付金を基金として積み立て、過疎債の返済等に充てるものであります。

次のページ、道路メンテナンス事業費2億7,100万円の概要といたしまして、委託料4,438万8,000円の内訳として、橋りょう点検40橋の点検委託料、宮ノ川内9号線、宮ノ中橋、轟1号線1号橋、坂内16号線1号橋の橋りょう補修設計委託料等になっております。工事請負費2億2,225万6,000円は、押岡4号線1号橋補修工事と、市内で一番長い橋であります河原中ノ島線の中ノ島大橋を平成30年度から補修補強工事に着手しておりまして、令和3年度に完成する予定になっております。

次のページ、276ページの1目海岸保全費は、協議会協会への負担金として7万円を計上しております。

次のページの県工事負担金、河川海岸津波・高潮危機管理対策事業200万円ですが、浦ノ内西分地区の中ノ浦海岸護岸改良工事の負担金となっております。

続きまして278ページ、県工事負担金（河川海岸単独改良費）440万円は、須崎港海岸、浜町の市場周辺ですが、それと鳴無海岸の陸こう閉鎖工事を予定しております。

次のページ、港湾費でございますが、津波防波堤の要望に関する旅費や街灯電気料、港湾協会会費などとして97万6,000円を措置しております。

280ページの国直轄港湾改修事業費負担金ですが、防波堤の粘り強い化として、平成25年度から改良を行っております負担金で、5,724万円を措置しております。

次のページの県工事負担金、須崎港湾改修ですが、港町のマイナス7.5メートル、1号岸壁の耐震補強設計委託と、浜町物揚場嵩上げ工事で319万5,000円を予定しております。

次に、282ページの都市計画総務費は、都市計画審議会委員報酬などの都市計画業務に係る事務などの経費といたしまして18万5,000円となっております。

次の283ページ、下水道事業特別会計への繰出金は、3億6,644万5,000円となっております。

次のページ、284ページ、公園維持管理費1,279万8,000円は、公園緑地の施設維持管理費でございます。主なものといたしまして、10節需用費303万4,000円は電気、水道料などの経費で、12節委託料は、シルバー人材センターやSTEP ONEに委託しております公園トイレの清掃費や、浄化槽維持管理業務委託料といたしまして887万1,000円などであります。14節工事請負費56万円につきましては、池ノ内東児童遊園の人工芝撤去工事を予定しております。

285ページ、シンボルロードの維持費509万3,000円につきましては、

10 節需用費 111 万 5,000 円は照明灯の電気料や水道料などで、12 節委託料 140 万 9,000 円は、シルバー人材センターや STEP ONE に草刈りやトイレの清掃費、14 節工事請負費 250 万円は、須崎消防団須崎分団屯所付近の舗装修繕工事費となっております。

続きまして、市議案第 18 号、別冊令和 3 年度一般会計予算書をお願いします。
114 ページから 116 ページでございます。

11 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目現年発生補助災害復旧費は、給料、職員手当、印刷費、電話料、災害復旧工事などで 3,000 万円。2 目現年発生単独災害復旧費に 240 万円。3 目過年発生補助災害復旧費 1,036 万 6,000 円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○森田委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝それでは、市議案第 18 号令和 3 年度須崎市一般会計予算の住宅・建築課所管分の事業につきまして御説明申し上げます。

令和 3 年度当初予算主要事業説明書の 272 ページをお願いいたします。第 3 目道路新設改良費、狭あい道路整備等促進事業費であります。この事業は、狭あい道路の解消を図ることを目的とした国土交通省の補助事業で、都市計画区域内における建築基準法第 42 条第 2 項に規定される幅員 4 メートル未満の道路の整備のために、当該道路に接する土地について道路中心線から 2 メートル以上セットバックさせて道路を拡幅することを条件に、事業費に対し 2 分の 1 の交付金が交付されます。なお、事業費に工事請負費として 200 万円を計上いたしております。

続きまして、286 ページ、第 1 目住宅管理費、市営住宅維持管理費でございます。市営住宅、改良住宅等の維持管理費に要する経費でございまして、総額では 4,396 万 7,000 円。内訳といたしまして、第 1 節報酬は、市営住宅入居者選考委員会の委員報酬 9 万円。第 10 節需用費 1,278 万 8,000 円につきましては、主なものといたしまして、住宅維持管理修繕費 1,156 万 5,000 円となっており、残り残額は消耗品費、燃料費、電気料及び水道料となっております。第 11 節役務費 296 万 8,000 円につきましては、浄化槽、貯水槽の法定点検、構内配水管及び住宅敷地内の清掃、除草作業に対する手数料等となっております。第 12 節委託料 104 万 2,000 円につきましては、貯水槽の清掃や消毒等の維持管理委託料となっております。第 13 節使用料及び賃借料 296 万 2,000 円につきましては、NTT からの借上住宅賃借料 259 万 2,000 円、野見市営住宅用地借地料 35 万円などとなっております。第 14 節工事請負費 2,030 万円につきましては、退去補修工事として 1,280 万円、水道検針メーターの取替に 750 万円となっております。また、第 21 節補償補填及び賠償金 345 万円につきましては、東川内第 1 団地及び借上住宅から多ノ郷市営住宅への移転補償費とし

て計上いたしております。なお、補償の額といたしましては、引っ越し費用等を勘案し、単身世帯につきましては12万6,000円、家族の世帯につきましては14万6,000円といたしております。第26節公課費7,000円につきましては、公用車の自動車重量税でございます。

次に、287ページ、収納管理費についてでございます。公営住宅の使用料の決定や納付書の発行、滞納整理や住宅明け渡し訴訟に係る経費等でございます。総額255万4,000円となっております。内訳といたしまして、第10節需用費34万5,000円につきましては、事務消耗品費や印刷、封筒代などでございます。第11節役務費46万3,000円につきましては、郵送料、口座振替手数料などでございます。第12節委託料54万6,000円につきましては、住宅明け渡し訴訟の弁護士委託料であります。第21節補償補填及び賠償金120万円は、住宅明け渡しに対する裁判所への執行予納金となっております。

以上よろしく願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

松田委員。

○松田委員＝すみません、建設課長、ちょっと教えてください。まず、275ページの道路メンテナンス事業費、新規になっちゃうがですけれども、これ、いきさつとか経緯をちょっと御説明いただきたい。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝この事業は令和元年度まで社会資本総合整備交付金事業の中の防災安全交付金の中の一部であったものが、令和2年度から新たにそれが延びて、新規事業として、令和2年度でいきますと補助事業として56.6メートルですか、令和2年度は。その事業で新たに社会資本から分かれてできた事業となっております。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝こういった、いわゆる国としては継続的な要素、名前が変わった事業として受け入れするがですけれども、優位な区分分け、市議案、毎回定例会でもしかり委員会でもしかりで、道路の補修管理に対する予算が少な過ぎやし、その単価の認め方に対する金額が低いので、シルバーさんもやりづらい、あるいは建設会社も受けづらい、その課題に対して、本年度も267ページにある道路維持費があまりにも少ない、いっつもいっつも足りない。これに至った経緯を少しお話しいただけますか。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝建設課としては当然、維持費に係る費用を要望してはしておりますが、例年やっぱり予算が確保できんような状況ながですので、要求自体はしておりますけど、なかなか予算が確保できんというような状況です。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝どうしてできんがですか。

〔「ちょっと休憩いただいてよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝暫時の間、休憩します。

午前 9時34分 休憩

午前 9時36分 再開

○森田委員長＝ちょっと正場に復して始めたいと思います。

その部分は副市長なりに聞くようにしていただきたいと思います。

建設課長は、松田議員の先ほどの休憩前の答弁から始めていただきたいと思います。よろしいですか。

建設課長。

○里見建設課長＝予算要求自体は建設課としては、当然、維持管理を一部の方にやっていただけたところも高齢化も進んでいってなかなかできないということも多くお聞きしておりまして、何とかしたいということもあって予算要求はしていておりますが、なかなかその予算が確保できてないというのが現状であります。

○松田委員＝それは毎年お聞きしてるので理解をしています。そのためにどういうことをされようとしゅうのかお答えいただかないと、我々市民の声を預かっちゃうものとしては回答のしようもない。けがもし、みんながなかなか地域の道路のことに関して、管理はするけども、やっぱり主要道路からの接続する、距離が長い地域はよう管理をしない実情があるので、それに対してはどういうふうな対応をしゅうのかとか、あるいは3年前から市道ずっと124キロ全部調査をしてどういう対応するのかという調査事業もやられたと思うんですね。そのことに関してもう少し着実にこういうふうな対応をしゅうということをお答えいただけないでしょうか。あるいはもう単価が課題なのか、シルバー人材へ7,000円、8,000円で、それはもう民間の土木業者は1万5,000円ぐらいでやっぱり発注してもらわんとできんのが実態だと思うんです。そういったことを踏まえて回答をお願いします。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝草刈りについて、前に議会で御質問いただいておりますように、建設業者のほうにお願いしても人材がおらなくて、なかなか草刈りが市のほうのは受けれないと。県道でいいますと、一路線を年間何千万かで受けて、各路線で受けてやりゆうと。ただ、市についてはシルバー人材センターに頼んで、できるときだけお願いしても、もう人がおらないでできないというような回答のようですと。唯一受けれるっていうのが、ちょっといろいろ調べよったら森林組合しかないもので、森林組合にやるだけの見積りも頂いて予算要望も上げていておりますけど、なか

なか予算が確保できてないということが現状です。あと、市道の舗装などについても、30年度やったと思いますけど路面調査をやりまして、もうこのままじゃいかんということで予算要求もやってきておりますが、予算要求した額の何分の1しか予算が確保できてないというのが現状であります。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝課長、よく分かりました。

そこで副市長に、この課題、もう永遠の繰り返しの事案でして、ただ、2万円で集落に、各部落に、須崎市内、依頼をして市道管理をしてきたのが実態です。年に2回、あるいは3回、草刈りをしてくれというがですけども、これではもう到底仕組みとして破綻しかかっているというより破綻していると僕は思っています。そのことに対して市が同じことをずっと、お金がないとか、あるいはなかなか市で予算をつけられんけといったことのような、少なくとも、ここ、僕は5年ぐらいこの議論を重ねようつもりですけども、改善する方法すら、提案、執行部から出てこない。じゃあ具体的にそのことに対して行動しゅんかといったら、それすらが見受けられん。そのことに対して、副市長、どんなに思われますか。

○森田委員長＝副市長。

○松岡副市長＝これは市長の本会議での答弁もありました。高齢化を迎える中で地域が非常に困っているというお話の中で、現状では人がいないとか、周辺は一定あるにしても、須崎市にはいないという中で、要するに在り方、やり方は市長も答弁で検討していきたいという話をさせていただきましたので、具体的にどうやったやり方があるのか考えていきたいと思います。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝人がいないという点でいいますと、これ、7,000円、8,000円では草刈り1日やるのいけませんよ。1万5,000円という単価出さないといけません。これ常識論で考えてあげていただいてもいいと思うんですけども、このことに関して執行部として、道路を維持管理するのに人を雇い入れて保険も入り重機も使いうたら、それだけのスキルの要る人たちがいるわけです。このことに関して、副市長。

○森田委員長＝副市長。

○松岡副市長＝私も草刈りとかいろいろやっておりますんで、お金が一定かかるということも、仕組みというか、業務としてやられる場合はそういう単価が必要だろうというのは認識しています。ちょっと今ここでは具体の答えは持ち合わせておりませんので、申し訳ないですけど、先ほど言ったように、仕組み、やり方、在り方検討させてもらいたいと思います。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝今年の当初予算で反対する意見はもう持ちませんけれども、来年度しっ

かりと、議員も交えた委員会なり会議を持って、このことに関して徹底的に解決する策を、持続可能な社会をつくるとかいうことは市長も言われるけれども、まさにそういったことができんずつ解決に向かわない。市民が不満足のため要素って、物すごく市道管理ってあるということを認識いただいて、せめて検討委員会あるいは委員会を立ち上げていただくことをお約束いただかんとなかなか、予算も毎年こんな形で上げてこられて、認めざるを得ん予算しかないということに対しては異議があるので、ぜひ、来年度の当初に向けて解決策を出していただだけませんか。

○森田委員長＝副市長。

○松岡副市長＝私どもも建設課長も苦慮してます。皆さんも実情御存じで、この広い須崎市の中での維持管理の在り方ですから、もう少し、お約束はちょっと現実にはようできませんが、仕組みとして、まず私どものほうの検討の場の中でちょっと議論をさせていただきたいと思います。決してやらないというわけではなくて、本当に高齢化を迎える中で地域をどう支えるかというお話ですから、そこはちょっと検討させてください。

〔「ちょっと休憩」「委員長お願いします」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝暫時の間、休憩します。

午前 9時44分 休憩

午前 9時46分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

佐々木さん。

○佐々木委員＝農林水産課長に、主要事業説明書のページ224の農業クラスター促進事業費、これの事業概要はここで明記されてますが、もう少し全体の事業の目的であるとか、現在このように増設する案なのか、この辺ちょっと詳しく説明してもらいたい。

それとあと、ページ239、木質資源利用促進事業、これについても同様の説明をお願いします。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝まず、佐々木委員御質問の農業のクラスターの促進事業費についてですが、これについては須崎の農業の中でミョウガが一番主要産業であるということで、JA土佐くろしお含めて、農業振興センターであるとか関係機関が一体となってミョウガの産地を拡大していくという中で、まず1点目に、現在、ミョウガの促成栽培やるに当たって、養液によりましてそういう培地をまず毎年更新していかなければならないと。その中で使用済みの培地をまずは一旦JAさんが引き取って、それを新たに再利用していくと。それを肥料として再利用していくような方

法と、新たにミョウガの培地として利用していくというような方法、取組をしていくということで、まず今年度の予算についてはこちらに記載してますとおり、使用済培地のストックヤードをＪＡ土佐くろしおの本所の裏に建設してくというような計画になっております。今後については、そういう形で総合的にミョウガを中心とした事業の拡大という形を計画をしておるところでございます。

その次の木質の件につきましては、これは須崎地区森林組合が木質バイオマスに必要な、いわゆる林地の残った木材であるとか残材とか、そういったものをストックヤード、そういうところが現在、森林組合にないということもありまして、ストックヤードの整備をしていくということで、貯木場整備ということで書いておりますが、そういった、一旦ストックヤードを整備するというところで聞いております。以上です。

○森田委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝そうしたら、木質資源利用促進事業費はストックヤードを整備ということで今回の予算づけでしょうけど、将来的にはバイオマスの方向に持っていきたいという一つの目標なり目的を持った今回の事業費構成という考え方でいいわけですね。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝現在、森林組合がストックヤードがないということで、木質、今現在運んでおりますが、住友大阪セメントとか持っていてますので、バイオマス燃料、いろいろ環境問題もございますが、１点は、まず山から木を出してきてそういう燃料として利用していくという考え方でよろしいです。

○森田委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝それから、もう１点、いうたら今回のコロナ対応への農業者、漁業者、水産事業者への支援という観点で、今回の一般質問でもかなり議論になったわけですが、今回の当初予算において、あとはもう補正もありますが、当初予算において利子補給の一つの考え方も出ております。一つの議案として基準条例ができておりますが、専決でやった商業者への支援というのは具体的に動いてるわけですが、ちょっと農業者、漁業者、水産事業者への、いろいろ考えた市長のほうの答弁だったわけですが、この当初予算の中で、あと補正のほうに出てくるのかもしれませんが、財源的に市としてどこまでの対応を打って、どのような事業を今後、例えば農業者であればＪＡの一つを中心とした支援体制ができてるので、それに市として補助金なりなんなりを投入するような、水産なり漁業者については漁協を中心として、県との絡みもあると思う。その辺のところ、ちょっと市がどういう財源をああして、どういう全体として支援体制を行って、今後どのような振興をする、その辺のところをちょっと説明をお願いしたいと思います。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝佐々木議員おっしゃるとおり、当初予算についてはコロナ対策というような形の具体的なものはございませんが、補正で後ほどまた御説明させていただきますが、現在、農協、漁協さんについては、所得に応じて県が支援を制度化されておりますので、そちらに寄附金をもらうというような形を取っております。当初予算としては、先ほど言いました利子補給、そちらで対応していくと、漁業については利子補給という形で考えておりますので、それ以外については、農業については先ほどの J A 中心とした様々な事業を今回当初予算に計上しておりますので、そちらで支援をしていくというような形で考えていただければと思います。

○森田委員長＝よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 2 4 号 令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計 予算について

○森田委員長＝続きまして、市議案第 2 4 号令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝議案書 7 3 ページ、市議案第 2 4 号令和 3 年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

別冊特別会計予算書の 6 7 ページでございます。第 1 条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 6 1 3 万円と定めており、第 2 条では一時借入金の最高額を 5 億円と定めております。

それでは、6 8 ページをお開きください。歳出から御説明いたします。歳出では、第 1 款事業費第 1 項住宅新築資金等貸付事業費といたしまして、住宅新築資金等償還推進助成事業費 4 6 5 万円を計上いたしております。内訳でございますが、第 8 節旅費といたしまして、事務担当者の研修に係る県外旅費 8 万 6, 0 0 0 円。第 1 0 節需用費といたしまして、消耗品費、印刷製本費、燃料費など 6 4 万 5, 0 0 0 円。第 1 1 節役務費といたしまして、郵送料、印紙代などに 7 0 万 1, 0 0 0 円。

第12節委託料といたしまして、競売に係る弁護士委託料55万円となっております。次に、第13節使用料及び賃借料では、出張時の駐車場及び高速道路使用料に4万円となっております。第18節負担金及び交付金2万8,000円につきましては、事務担当者の研修会負担金となっております。第21節補償補填及び賠償金といたしまして、競売開始時に必要な裁判所への予納金として260万円となっております。

引き続き、第2款公債費をお願いいたします。第1項公債費517万1,000円ですが、内訳は、元金498万5,000円、利子18万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、第3款前年度繰上充用金1,630万9,000円につきましては、令和3年度の歳出において公債費の償還金が大幅に減少するため、歳出が歳入を下回る形となることから、歳出に繰上充用金1,630万9,000円を計上し、予算編成を行うものでございます。

以上の歳出に充当する財源といたしまして、歳入を御説明いたしますので、68ページの歳入を御覧ください。第1款県支出金第1項県補助金として償還推進助成補助金が421万2,000円としております。第2款諸収入第1項貸付金元利収入2,191万6,000円の内訳は、現年度分1,294万円、過年度分2,062万2,000円となっております。また、第2項雑入といたしまして、第1目滞納処分費、第2目雑入をそれぞれ1,000円と計上いたしております。

以上よろしく願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。

この際10分間休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前10時11分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 25 号 令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計予算について

○森田委員長＝続きまして、市議案第 25 号令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○里見建設課長＝市議案第 25 号令和 3 年度須崎市下水道事業特別会計予算につきまして御説明を申し上げます。

議案書は 74 ページ、別冊特別会計予算書の 75 ページからでございます。第 1 条で歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 4,009 万 2,000 円と定めようとするものでございます。第 2 条で地方債につきまして、第 3 条では一時借入金の借入れの最高額は 1 億円と定め、第 4 条で歳出予算の流用について定めております。

81 ページからの事項別明細書、歳出から御説明申し上げます。1 款下水道費 1 項下水道費 4 億 3,246 万 4,000 円を計上しておりまして、1 目で水道総務費が 9,196 万 4,000 円、このうち職員人件費が 3,224 万 9,000 円、下水道施設管理費が 1,984 万 8,000 円になっております。下水道施設管理費の主なものは、10 節需用費 1,521 万円は、施設の電気料、水道料、燃料費などになっております。11 節役務費 157 万円は、排水路の土砂取り除きや各ポンプ場の電話料などとなっております。また、12 節委託料の主なものは、本年度 4 月より開始しております公共下水道施設等運営事業費として 3,986 万 7,000 円は、運営権事業分と包括の仕様発注であります終末処理場の維持管理業務や雨水ポンプ場の保守点検業務等になっております。

次に、82 ページをお願いします。2 目で下水道建設費 3 億 3,950 万円の内訳といたしまして、12 節委託料 6,700 万円は、雨水管きよのストックマネジメント作成のための雨水管きよ老朽化調査業務の委託料になっております。また、14 節工事請負費 2 億 7,150 万円、下水道施設事業単独としては終末処理場内雨水ポンプ 3 号ポンプエンジン過給機の更新工事に 1,650 万円。東川内污水管きよ更新工事、これ、昭和 49 年に設置して 47 年経過した直径 200 ミリのビニール管きよの工事に 400 万円。污水管きよ接続整備に 100 万円となっております。また、補助は終末処理場内雨水ポンプ 4 号ポンプのエンジン減速機更新工事に 2 億 5,000 万円を予定しております。

続きまして、2 款公債費 1 項公債費 4 億 812 万 8,000 円につきましては、長期債償還元金とその利子でありまして、1 目元金 3 億 6,383 万 3,000 円、2 目利子 4,429 万 5,000 円となっております。3 款予備費につきましては

50万円を計上しております。

79ページに戻っていただきまして、1款分担金及び負担金1,000円。2款使用料及び手数料が372万8,000円。1項使用料1目下水道使用料365万4,000円でございます、1節下水道使用料328万6,000円。2節施設使用料が36万8,000円は、電柱などの施設使用料が8,000円、株式会社タムテックに資材置場として許可しております矢羽田の土地使用料が36万円であります。2項手数料1目下水道手数料は、排水設備工事検査及び排水設備工事指定業者登録手数料等といたしまして7万4,000円となっております。

3款国庫支出金1億5,850万円は、下水道事業に係る交付金であります。

80ページ、4款繰入金として、3億6,644万5,000円を一般会計から繰入れとしております。5款諸収入1万8,000円、6款市債が3億1,140万円となっております。

次に、77ページに戻っていただきまして、第2表地方債につきましては、過疎対策事業といたしまして7,370万円。下水道施設整備事業8,380万円。資本費平準化債1億3,210万円。下水道事業債特別措置分といたしまして2,180万円。限度額の合計3億1,140万円、利率4.5%以内といたしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

佐々木委員。

○佐々木委員＝この下水道総務費、これまでずっと協議してきて、委託事業としてかなりマネジメントも進んできていると思いますが、その委託料の中身に対して、もうちょっと現状の下水道管理体制を踏まえた中身について、もうちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

〔「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

○森田委員長＝正場に復しまして、会議を開きます。

建設課長。

○里見建設課長＝運営事業と包括の内訳ですが、運営事業費といたしまして482万7,900円、あと包括の分で終末処理場維持管理等包括的民間委託といたしまして2,549万6,900円、仕様発注になります雨水ポンプ場保守点検業務で7

61万7,500円、あと仕様発注になります下水管きょ雨水維持管理業務として675万1,800円、計合わせまして3,986万6,200円となっております。

○森田委員長＝ほかにございませんか。

松田委員。

○松田委員＝建設課長、1点。歳出の償還金利が4,429万5,000円、長期金利で出されておって、35億4,000万程度、地方債の借入れがあるがですけど、金利、ちょっと今、債務負担行為で4.5設定されちゅうがですけど、現残高の金利って大体加味されてますか。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝ちょっとここに資料持ち合わせてないので、多分、4.何%は前の上限なので、そんなにはないと思います。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝平均したら多分1.5以下ぐらいだと思うがですけど、4.5の設定が悪いとかではなくて、常々残高に対する、有利にやっぱり更新できたり、金利ができたりすることに対してどういうことをしゅうのかをお聞きしたいと思います。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝ほかの特別会計と一緒に銀行で借りる場合には相見積りを取って一番安いところで借りていくとかそういうことはしております。

○森田委員長＝ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第26号 令和3年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算について

○森田委員長＝続きまして、市議案第26号令和3年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第 26 号令和 3 年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算につきまして御説明いたします。

別冊特別会計予算書の 89 ページからでございます。第 1 条、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 250 万 8, 000 円となっております。2 条で一時借入金の最高額を 900 万円と定めております。

それでは、94 ページの歳出からでございますが、1 款中ノ島漁業集落排水事業費 713 万 4, 000 円で、内訳としましては、1 項漁業集落排水事業費が 497 万 5, 000 円。2 項公債費が 215 万 9, 000 円でございます。公債費の内訳としましては、元金が 186 万 8, 000 円、利子が 29 万 1, 000 円となっております。

次に、2 款池ノ浦漁業集落排水事業費 487 万 4, 000 円ですが、内訳として、1 項漁業集落排水事業費 223 万円。2 項公債費 264 万 4, 000 円となっております。公債費の内訳は、元金が 221 万 5, 000 円で、利子が 42 万 9, 000 円となっております。3 款予備費につきましては 50 万円を計上しております。

次に、92 ページに戻りまして、歳入でございますが、1 款使用料及び手数料が 214 万 8, 000 円で、内訳は中ノ島漁業集落 82 万 3, 000 円、池ノ浦漁業集落 132 万 5, 000 円となっております。2 款財産収入につきましては、1 万 2, 000 円を計上しております。3 款繰入金につきましては 1, 034 万 8, 000 円で、内訳は 1 項一般会計繰入金 945 万 5, 000 円。2 項基金繰入金 89 万 3, 000 円を計上しております。

なお、歳出に対しての繰入金の内訳は、91 ページのとおり、中ノ島が 631 万 1, 000 円、池ノ浦が 354 万 9, 000 円、予備費 50 万円となっております。

以上、説明を終わります。

○森田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森田委員長＝続きまして、市議案第 28 号令和 3 年度須崎市水道事業会計予算についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○宮本水道課長＝市議案第 28 号令和 3 年度須崎市水道事業会計予算について御説明いたします。

議案書の 77 ページ、別冊予算書の 1 ページからでございます。第 2 条業務の予定量は、給水戸数を 9,420 戸、年間総配水量 401 万 4,000 立方メートル、1 日平均配水量を 1 万 990 立方メートルと見込んでおり、主な建設改良事業の配水管布設替工事等を 1 億 9,310 万円としております。

次に、第 3 条収益的収入及び支出でございます。収入の第 1 款事業収益は、前年度比約 0.6% 増の 6 億 4,653 万 9,000 円。支出の第 1 款事業費用は前年度比約 2.5% 増の 5 億 8,529 万 9,000 円といたしておりまして、4,667 万 6,000 円の黒字を見込んでおります。

次に、第 4 条資本的収入及び支出でございます。収入の第 1 款資本的収入は、前年度比約 3.5% 増の 2 億 1,950 万円。支出の第 1 款資本的支出は、前年度比約 17% 増の 5 億 1,560 万 4,000 円でございます。主な工事といたしましては、老朽水道管の配水管布設替、給水管切替工事を 7 件、県海岸工事に伴います支障水道管布設替工事を 1 件、経年劣化に伴いますポンプ場の受変電設備更新工事を 1 件を予定しております。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する 2 億 9,610 万 4,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 2,632 万 5,000 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 6,977 万 9,000 円で補填することとしております。

2 ページに移りまして、第 5 条企業債でございます。起債の上限を上水道事業費 1 億 9,400 万円とし、借入金利を 4.5% 以内と定めるものでございます。

第 6 条一時借入金は、限度額を 5,000 万円と定めるものでございます。

続きまして、第 7 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を 8,370 万 2,000 円とし、第 8 条の他会計からの補助金につきましては、一般会計からの補助金を 2,905 万 9,000 円と見込んでおります。

第 9 条たな卸資産購入限度額は 50 万円と定めております。

以上が概要でございます。

なお、3 ページ以降には予算に対する説明書としまして、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、その他関係書類を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 29 号 令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）について《分割》

○森田委員長＝続きまして、市議案第 29 号令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 11 号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第 29 号、農林水産課分について説明いたします。

別冊補正予算書 23 ページからでございます。6 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費の園芸用ハウス整備事業費の 500 万円は、事業確定による更正減でございます。

次に、こうち農業確立総合支援事業費の 110 万円の更正につきましては、当初予定しておりましたショウガ洗浄機をコロナ対策として補填対応したものでございます。

24 ページに移りまして、農業次世代人材投資事業費 950 万円の更正減は事業の確定によるもので、次の産地パワーアップ事業費 1 億 2,240 万円の更正は、低コスト耐候性ハウスの整備の補正後、令和 3 年度に繰り越して実施するもので、次の農業用ハウス強靱化緊急対策事業費 2,500 万円の更正は事業費の確定によるものでございます。

次に、地方創生臨時交付金事業費 1,000 万円の更正につきましては、コロナ感染症の拡大によりまして販売額が減少しました農作物の生産者に、JA 土佐くろしおを通じまして支援を行うものでございます。

次に、農産物集出荷施設等整備事業費 1,533 万 3,000 円につきましても、JA 土佐くろしおの集出荷場にミョウガ包装機を整備するものでございます。

続きまして、2 項林業費 1 目林業総務費ですが、鳥獣被害防止総合対策事業費の 222 万 8,000 円と鳥獣被害防止総合対策交付金事業費の 300 万 3,000

円の更正減につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次に、3 項水産業費 2 目水産業振興費の地方創生臨時交付金事業費の 2, 1 8 7 万 6, 0 0 0 円は、コロナ感染症の流行によりまして、令和 2 年に水揚げが減少しました漁業者に市内の漁業協同組合を通じまして支援を行うものと、養殖事業者の漁場使用料を一部減免する、大谷、野見、深浦漁協に 3 分の 2 の範囲内で支援を行うものでございます。

次の、漁業者支援利子補給事業費の 3 2 4 万 6, 0 0 0 円につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次の、3 目漁業管理費 2 4 5 万 3, 0 0 0 円は、深浦漁港用地測量委託費の確定によります更正減でございます。

次に、5 ページに戻りまして、第 2 表繰越明許費補正でございますが、6 款農業水産業費 1 目農業費の新食肉センター整備事業費 1, 2 2 1 万 8, 0 0 0 円は、実施計画が延びたことによります繰越しでございます。産地パワーアップ事業費で 1 億 2, 2 4 0 万円、それぞれ繰越しをする必要が生じました。

次に、地方創生臨時交付金事業費の 5, 7 9 4 万 9, 0 0 0 円と農作物集出荷施設等整備事業費の 1, 5 3 3 万 3, 0 0 0 円につきましても、それぞれ繰り越しする必要が生じたので繰越明許費として計上しております。また、6 ページの地域農業水利施設ストックマネジメント事業費 2, 6 8 2 万 2, 0 0 0 円、排水機場施設整備事業費 1 4 2 万 2, 0 0 0 円につきましても、同様に繰越しということで計上しております。

続いて、3 項水産業費の漁業施設整備事業費 7 0 万円、地方創生臨時交付金事業費 6, 3 9 0 万 6, 0 0 0 円、水産物供給基盤機能保全事業費で 3 4 6 万 7, 0 0 0 円、安和漁港海岸高潮対策事業費 9, 5 1 1 万 6, 0 0 0 円、海岸堤防等老朽化対策事業費で 1 3 4 万 7, 0 0 0 円を繰り越しする必要が生じたので繰越明許費として計上しております。

7 ページに移りまして、1 1 款災害復旧費 1 項農業水産施設災害復旧費は、現年発生補助災害復旧費で 2, 3 8 7 万 3, 0 0 0 円、現年発生単独災害復旧費の 4 0 万円、それぞれ繰り越しする必要が生じたので繰越明許費として計上しております。

農林水産課、説明は以上です。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝市議案第 2 9 号令和 2 年度須崎市一般会計補正予算（第 1 1 号）のうち建設課所管分について御説明いたします。

別冊補正予算書の 2 6 ページを御覧ください。8 款土木費 1 項土木管理費 2 目地籍調査事業は、補助額が確定し減額になったため 1, 0 7 2 万円の更正減になっております。4 項港湾費 1 目港湾費 2, 8 6 2 万円は、津波防波堤の粘り強い化の工

事に係る国直轄港湾改修事業の補正により負担金を更正しております。5 項都市計画費 1 目都市計画総務費 1, 9 5 3 万円は、職員人件費更正減と下水道事業特別会計繰出金の更正減になっております。

次に、5 ページに戻っていただきまして、第 2 表繰越明許費の補正でございます。6 ページ、8 款土木費 1 項土木管理費、がけくずれ住家等防災対策事業費 2, 2 2 4 万 7, 0 0 0 円は、大谷地区、妙見町の工事入札不調により、標準工期が確保できないことから繰越しとしております。また、県工事負担金、急傾斜地崩壊対策事業費 9 4 万 9, 0 0 0 円は、上分田野地区、宮川内地区で実施しております事業の負担金になっておりまして、須崎土木事務所管内の事業費配分によるものとなっております。2 項道路橋りょう費県工事負担金県道等 4 1 万 2, 0 0 0 円は、県道須崎仁ノ線、仮称深浦トンネル用地測量委託の繰越しによりまして、負担金を繰り越ししようとするものであります。社会資本整備総合交付金、防災安全交付金になりますが、8, 6 8 8 万 2, 0 0 0 円は、本年度に橋りょう補修設計を委託し業務が完了しないと設計書を作成できないことや市道池ノ浦 8 号線 1 号橋や落合 1 号線 1 号橋橋りょう補修工事等が入札不調や標準工期が足りないことによりまして繰越しとなっております。また、辺地対策事業費は、市道下中山長崎線の工事施工箇所を限定するための地元調整に時間を要したため、3, 0 0 0 万円を道路更新防災等対策事業費、道路メンテナンス事業補助は、市道中ノ島線中ノ島大橋下部工補修補強工事の残事業費を令和 3 年度と合わせて工事を行うため、2, 6 2 7 万 1, 0 0 0 円を繰越しとしております。

次に、3 項河川海岸費、県工事負担金河川海岸単独改良事業は、浦ノ内浦場海岸の陸こう閉鎖工事が入札不調によりまして 1 7 7 万 7, 0 0 0 円の負担金を繰越しとしております。5 項都市計画費下水道事業特別会計繰出金は、公共下水道施設ストックマネジメント策定業務委託を繰り越ししたことから 3, 4 2 7 万 7, 0 0 0 円を繰越しとしております。

次に、7 ページ、1 1 款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費、現年発生補助災害復旧費、これ全災害で 1 2 件ありまして、うち 3 件完成しておりまして、年度末までに 4 件の完成見込みで、5 件が繰越し見込みとなっております。7, 7 7 4 万 4, 0 0 0 円。現年度発生単独災害復旧費 3 件ですが、1 8 0 万円を繰越しとしておりまして、その理由といたしまして、土木工事施工業者の減少による入札不調や標準工期が確保できないことから繰越しとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

西村委員。

○西村副委員長＝すみません、1 点、農林水産課長にお伺いをいたします。2 4 ペー

ジの地方創生臨時交付金事業、漁業事業持続化事業2, 187万6, 000円についてお伺いをいたします。

これ、コロナで売上げが落ち込んでいるところの漁協に対しての支援というような話でお伺いをいたしました。野見、大谷については、漁場料の軽減、漁場料、一旦組合員さんは野見、大谷漁協に払っているわけですが、その半分が返ってくるとか、そういうような、何割かが返ってくるというような認識をしております。またそして、そのほかの漁協に対しては、水揚げが下がったところに組合員さんに直接支給をすとかせんとかというのは、もう漁協の裁量に任されているというような認識でよろしいでしょうか。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝この支援につきましては、両方とも漁協さんが中心になって組合員さんに一定還元するという形の中で、まず漁場料につきましては、先ほど言われたとおり、漁協さんが3分の4返還するという形でいきますんで。

それから、もう一つの水揚げにつきましては、これは基本的には須崎魚市場に水揚げをされております市内の漁協さん、そこを通じて漁業者さんに3分の2返していくというような形になりますので、漁協さんの裁量で一定返していくようになると思います。以上です。

○森田委員長＝西村委員。

○西村副委員長＝それは了解しました。水揚げが市場へ上がっているところが売上げが落ちた場合というような認識として、一応基準的なものはひょっと漁協の裁量ではございますが、お聞きしてますでしょうか。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝基本的には令和2年の魚市場の水揚げ額、それに対してそれぞれ漁協さん、令和元年から令和2年で下がった額は金額的に3億程度金額下がっておりますので、そこに対しての補填という形に考えておりますが、基本は令和2年の水揚げ額に対して各漁協さんが漁業者さんに返していくという形で予算計上をしております。

○森田委員長＝西村委員。

○西村副委員長＝そうしたら、ごめんなさい、何度もあれですけど、漁協の裁量に任せているというようなことで、例えば何割減ったから大体上限幾らとかっていうようなことから、漁協単位の裁量というふうなことに考えてよろしいのでしょうか。直接組合員に渡るか渡らないかっていうようなことながですけど、自分が聞きたいのは。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝基本的に魚市場水揚げしてやられる方が、当然、さっきの3漁協さんは、3漁協さんから直接漁業者さんに行きますと。準組合員さんが当然おり

ますので、そちらについては漁協さんを通じて返還していただくということで、全体の市のほうは3分の2、漁協さんは3パー、返還する分に当たっての3分の2を市が補填するという形で今考えておりますので、漁協さんそれぞれ取扱いが当然違いますんで、直接の組合員さんは直接漁協さんから返りますし、久通さんらはいろいろ戻っていく金額が、3協の状況がございますので、市場の開催状況となりますんで、そういう形で返していくようになっております。

○森田委員長＝西村委員。

○西村副委員長＝非常に分かりますけど、例えば売上げが半減になったんで、その半減の分に対しての何割が返ってくるのか。例えば10万円を上限として漁業者さんに返ってくるのかっていうような、基本的な考え方っていうのはもう漁協に任されてる、漁協単位によって違う、その辺のちょっと認識をされているのかっていうようなことをお聞きしたいがです、証拠として。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝暫時の間、休憩します。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝すみません、基本的な部分が抜かっておりまして申し訳ないです。漁協さんがあくまで、水揚げが上がって、手数料が基本にございます。手数料が結局取られる分につきまして、それを漁業者さんに返していくというような形を取ってますので、水揚げ額が例えば何ぼとかいうがじゃなしに、それに対して漁協さんが取りよる手数料、それを漁協さんから返すという形で頂いてもらったら構いません。

○森田委員長＝ほかにございせんか。

宮田委員。

○宮田委員＝24ページの地方創生臨時交付金事業費の農業経営継続補助事業の分ですけども、この分はどういった補償ということになるんでしょうか。農林水産課長にお聞きいたします。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝こちらにつきましては、まず、コロナ感染症が年末にまた流行して、非常に園芸用の野菜、特にシシトウであるとか豆類とかが販売額が減少したということもあって、JA土佐くろしおに出荷される方、結構おられるということもございますし、農協さんとの話の中で、農協についても一定JAの組合員さんに

支援していくということもございましたが、その中で市としてそれぞれ販売額が減少した品目に対してＪＡさんが独自の基準で還元していくというものについて１，０００万円補正していくということにしております。以上です。

○森田委員長＝宮田委員。

○宮田委員＝１２月議会でコロナの影響で売上げが落ちている農業者にも支援してほしいって私もお願いしまして、早速こうやって、こういう形でやってくださったと思います。農家は本当に助かってます、支援されましたので。というのは、シシトウなんか本当に売上げ下がって、ＪＡのほうに借り入れしたりとか、本当に借り入れして、持続化給付金の申請を私、勧めたら、国の持続化交付金の申請勧めても、それを受けずにお金をＪＡへ行って借りてっていうふうにして、ほんで回してました。でも、これは本当に給付になりますので物すごく、申請とかでなくても本当に直接下がった分に対しての補填がありましたので、本当にこういう制度は、これからまだまだコロナの厳しいことが続くと思いますので、また引き続き、もういろんな事業者に対して、声が上がったらしていただきたいと思います。以上です。

○森田委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝西村議員の関連の質問ですが、地方創生臨時交付金事業の漁業者支援、これ、先ほどの議論で大体大枠理解できたと思いますが、これ例えば、須崎市の補助金単独ではないと思うんですが、県から特定、漁協さんが一つ、いわゆる資金とするお金というのはこのお金だけじゃないと思うんですが、全体の仕組み的なところ。

ほんで、それとあと、市としても一定財源負担するわけですので、現在、その執行は今後どのような手順で、時期がいつ頃になってくるのか、この辺のところを。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝いろいろ県のほうからの支援というところもございましたが、県につきましては、先ほど言いました利子補給、当然市だけじゃなしに県のほうも利子補給しておりますので、そういった形でうちが何%か出して、お互いに利子補給するっていう形になっております。

もう１点、先ほど言いました漁業者への支援、こちらの執行につきましては、それぞれ漁協さんから申請をいただいて、手数料の数字出てきたときに交付決定を打ってもうすぐ執行していく。そこから先は漁協さんがすぐに漁業者さんにお金を返していくという形になっております。以上です。

○森田委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝もう１点、宮田議員さんの質問の関連ですが、これ例えば地方創生臨時交付金と併せてＪＡさんとして一つの財源確保するのに、一応例えば、国の収入補填とか価格安定事業とか、そういういろんな事業をＪＡさんとして核にして一つ

の財源確保してると思いますが、J Aさんがどのような財源、市の地方創生臨時交付金も含めて、J Aさんがどう財源確保し、あと今後どのように具体的手順をもって事業者支援にかかろうとしているのか、この辺のところ。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市の支援は、要望、要請があったときには、まずJ Aさんについてはお伺いしてるところで農林中金から一定支援を受けるという形で聞いております。農林中金さんの支援と併せてJ Aさん独自の支援で市のほうもお願いしたいということでございますので、そういう形で。国の、当然、先ほど言いました収入保険制度であるとか高収益の事業、特に被害があった、先ほど言いましたシントウであるとか柿、そういったものには直接国の支援制度で補填をしていくということになっておりますので、御理解いただきたいです。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝楠瀬課長、すみません、僕も続いて。漁業者に対しては水揚げの手数料で歩合制でやってますが、J Aに対して定額でこれはやって、2月、3月補正で通すということは、J A側が、これ仮にですよ、500万しか農業者が要らんかったと。返ってきた、必要とされんようなその調整であつたりとかの議論は、分かてる範囲で教えてください。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝休憩を。

○森田委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時54分 再開

○森田委員長＝休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝J Aに対して1,000万という給付の形にはなりますけど、当然、申請受けて決定受けた後、実績を出してもらうに当たっては、それぞれ販売価格等で減少した品目ごとに実績報告を上げてもらうようにしておりますので、そこを確認しながら、すぐに給付できる体制、所得の何%を個人で受けるというところはなかなか厳しいと、時間的に早く執行していきたいということもございまして、こういう形でちょっと今回J Aさんを通じて農業者さんに返していくということにしております。個別の、先ほど言いました露地のやられる方については、先ほどちょっと説明抜かっておりましたが、県の、今、給付金事業がございます。そちらのほうで一定の減少率に対して支援もございますので、そちらのほうにお願いしているという形で市のほうは考えておりますので、説明は以上になります。

○森田委員長＝松田委員。

○松田委員＝そうしたら、J A の組合員さんじゃなくても農業しゅう方に対しては県が直接やり取りをしゅうということで、例えば生産者の方から J A の人たちはあぁやって給付金が出ゅうけども、私はないねというのは県の制度を利用してくださいという対応でよろしいという形ですね。

○森田委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝この J A の支援については、いろいろ露地でやられると言われましたが、市場へ直接出される方も当然おられると。直販でやられる方もおられるということもあって、いろいろ状況を確認する中で、やはり公平性、市場のほうからのちょっと話の中では、やっぱり所得が減少した方については直接県の補助金を使ってやっていただくほうが間違いないんじゃないかということ聞いておりますので、先ほど言うたように、松田議員が言うように、J A 系統で行かれる方と、系統じゃない方についてはそういう申告していただいて、給付金を直接もらっていただくという形と両方使っていただければと思います。

○森田委員長＝ほかにございませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員＝建設課長、26 ページの地籍調査事業、これは一応かなり減額の要素が多いようですが、それぞれ実施状況、減額に至った理由等、可能な範囲で説明を。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝これ、予算要望しておりました額に対してやっぱり 8 割とかしか要望がついてこずに、国の予算の状況、大体毎年上がったり下がったりがあるがですけど、なかなか増えていかないということで、要望額が確保できてないと、県全体の割り振りがということです。

○森田委員長＝佐々木委員。

○佐々木委員＝それは、計画に基づく実施状況は大体どうなんですか、計画どおりいっておりますか。

○森田委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝先ほどもお話ししたように、実際、要望額が確保できんと。地籍調査につきましては国の交付金含めて市が 5 % ぐらいの負担でいきゅうがですけど、なかなか要望しても額がついてこんというのが例年で、もっと地籍調査進めていきたいがですけど、なかなか国の全体額が増えないということで、高知への割も増えないと。増える要素としては、どこか地籍調査事業完了していかなと増えていかなように県のほうからお伺いしてます。

○森田委員長＝ほかにございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第33号 令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○森田委員長＝続きまして、市議案第33号令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○里見建設課長＝市議案第33号令和2年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

議案書は82ページ、別冊補正予算書の50ページからでございます。第1条で歳入歳出の総額にそれぞれ193万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億793万5,000円と定めようとするものでございます。55ページの歳出でございますが、1款下水道費1項下水道費1目下水道総務費193万円は、職員人件費更正減となっております。2目下水道建設費1,660万円は、ストックマネジメント策定業務委託費の現地調査等の一部業務に起債の対象になったことから財源更正をしております。これに対します歳入につきましては、54ページ、4款繰入金、一般会計繰入金1,853万円の更正減、6款市債、下水道債1,660万円は、ストックマネジメント策定業務委託費の現地調査等の一部業務に起債が対象となったことから、下水道施設整備事業更正となっております。

次に、52ページ、繰越明許費、1款下水道費1項下水道費、下水道施設整備事業費単独は、終末処理場のマンホールポンプ更新工事で、1台を更新、1台をオーバーホールをしておりますが、既設ポンプを分解したところ、想定以上に劣化が進み、特殊な部品を新たに製作することになったため時間を要していることから、472万2,000円、補助につきましては旧須崎町時代に埋設された不明な雨水管きょが多くあり、マンホール蓋を開けて調べたりマンホールの蓋に舗装がかかっていたりして調査に時間が要していることから公共下水道施設ストックマネジメント策定業務委託費に係る1億202万7,000円を繰越しとしております。

続きまして、第3表地方債の補正は、下水道施設整備事業といたしまして800万円を増額し2,460万円とし、地方債限度額を1億6,870万円にしようと

するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第 3 5 号 令和 2 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）
について

○森田委員長＝続きまして、市議案第 3 5 号令和 2 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

水道課長。

○宮本水道課長＝市議案第 3 5 号令和 2 年度須崎市水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

議案書 8 4 ページ、別冊補正予算書 1 ページを御覧ください。第 2 条業務の予定量の補正でございます。工事の確定及び見込みによりまして、当初より工事費が減額になりましたことから、主な建設改良事業の配水管布設替工事等を 1, 2 0 6 万 3, 0 0 0 円減額し、1 億 2, 9 9 3 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

次に、第 3 条収益的収入及び支出の補正でございます。決算見込みにより収入につきましては、第 1 款事業収益第 1 項営業収益の給水収益を 1, 0 5 6 万円増額し、総額を 6 億 5, 3 3 5 万 9, 0 0 0 円に、支出につきましては、第 1 款事業費用を第 2 項営業外費用の企業債利息の減額と消費税納税額の増額見込みにより 1 6 5 万 8, 0 0 0 円を増額し、総額を 5 億 7, 2 4 1 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、2 ページ、第 4 条資本的支出の補正でございます。支出につきましては、第 1 款資本的支出第 1 項建設改良費の県海岸工事に伴います支障水道管布設替工事の取りやめと発注済工事の確定及び見込みによりまして、当初より工事費が下がりましたことから 1, 9 8 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、総額を 4 億 2, 0 9 7

万7,000円とするものでございます。資金的収入額が資金的支出額に対して不足する2億887万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資金的収支調整額1,769万円、過年度分損益勘定留保資金1億9,118万7,000円で補填することとしております。3ページ以降に補正予算実施計画書、事項別明細書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○森田委員長＝説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森田委員長＝御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会で審議すべき議案は終了しましたが、ほかに何かありませんか。

西村委員。

○西村副委員長＝休憩をお願いします。

○森田委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時07分 再開

○森田委員長＝正場に復します。

なければ、以上で産業建設委員会を散会いたします。

~~~~~

○午前11時08分 散会